

平成二十八年十月二十一日受領  
答 弁 第 五 九 号

内閣衆質一九二第五九号

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出鶴保庸介沖縄担当大臣の沖縄振興策に係る発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出鶴保庸介沖繩担当大臣の沖繩振興策に係る発言に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

一般に、国務大臣は、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）に規定する事項を遵守し、公職にある者としての清廉さを保持すべきものと考えている。

鶴保国務大臣が大臣等規範を遵守し、発言に際しても、自らの見識に基づき適切に判断するのは当然であると考えている。

御指摘の発言については、鶴保国務大臣は、衆議院比例代表選出議員であって沖繩県の区域を含む九州の選挙区より選出されたものに対し、沖繩県民の支持を得つつ沖繩振興策を作り上げ当選を目指してほしいとの趣旨を述べたものであり、この趣旨は、一般に国会議員に期待されるものであって、問題ないと判断したものと承知している。

お尋ねの「聞き取り」は行っていない。

## 五について

御指摘の「政治的中立性を保てない者」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、一般に、国務大臣は、大臣等規範に規定する事項を遵守し、公職にある者としての清廉さを保持すべきものと考えている。